

運 営 規 程

令和 7 年 1 月 1 日 改定版

社会福祉法人 太子福祉会
指定居宅介護支援

尾上の郷指定居宅介護支援事業所

目 次

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

第2条（運営方針）

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

第5条（職務内容）

第4章 事業運営に関する基準

第6条（営業日及び営業時間）

第7条（提供拒否の禁止）

第8条（提供困難時の対応）

第9条（受給資格等の確認）

第10条（申請の援助）

第11条（身分証の携行）

第12条（利用料の徴収）

第13条（証明書の交付）

第14条（実施地域）

第15条（市区町村への通知）

第16条（情報の提供）

第17条（課題の把握）

第18条（計画原案の作成）

第19条（連絡調整）

第20条（利用者の同意）

第21条（実施状況の把握・評価）

第22条（施設への紹介等）

第23条（医療との連携）

第24条（計画作成に当たって）

第25条（計画書等の交付）

第26条（勤務体制の確保）

第27条（損害賠償）

第28条（記録の整備）

第5章 従業者の義務

第29条（感染症対策）

第30条（事業所内の禁止行為）

第31条（秘密の保持）

第6章 その他の運営についての重要事項

第32条（利益収受の禁止）

第33条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第34条（身体的拘束等）

第38条（介護情報サービスの公表）

第39条（業務継続計画の策定等）

第 3 5 条（内容及び手続きの説明及び同意）

第 3 6 条（設備及び備品等）

第 3 7 条（苦情対応）

第 4 0 条（その他運営についての留意事項）

第 4 1 条（県条例）

第 7 章 雑則

第 4 2 条（委任）

第 4 3 条（改廃）

附則

指定居宅介護支援 「尾上の郷指定居宅介護支援事業所」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

社会福祉法人太子福祉会が開設する「尾上の郷指定居宅介護支援事業所」（以下、「事業所」という。）が行う「指定居宅介護支援」の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、介護保険法に基づき「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」等の遵守を通じて、業務の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 老人福祉法及び介護保険制度の基本原則に基づき、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努め、利用者が安心して生活できるように運営することを基本方針とする。
- 2 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なわなければならない。
- 3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なわれるものでなければならない。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なわなければならない。
- 5 事業の運営に当たって、市区町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 尾上の郷指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 兵庫県加古川市尾上町池田 8 3 0－1

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

1 事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」等
に示された所定の従業者を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令の
定める範囲内で兼務することができるものとし、サービス利用の状況や利用者数及び業務
量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員（主任介護支援専門員）1名以上（うち1名は常勤）

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第5条（職務内容）

従業者は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は【職務分担表】
によることとする。

- (1) 管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用
の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なわなけ
ればならない。また、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行なう
ものとする。
 - (2) 介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望並びに利用者について把握された課
題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案し
て、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意
点等を折り込んだ【居宅サービス計画書】の原案を作成しなければならない。
 - イ．相談は、原則として当事業所内で行なう。
 - ロ．サービス担当者会議は、原則として利用者の自宅で行なう。
 - ハ．原則として1ヶ月に1回程度の居宅訪問を行なう。
- ニ．課題分析表（アセスメント）の方式は「居宅サービス計画ガイドライン」を使用する。

第4章 事業運営に関する基準

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、12月30日から1月3日は除く。
- 2 営業時間 9時から18時までとする。
- 3 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条（提供拒否の禁止）

利用者及び家族から指定居宅介護支援の依頼があった場合、正当な理由なく提供を拒んではならない。正当な事由により拒否するときは、直ちにその事由を付して利用者又はその家族及び関係機関に通知しなければならない。

第8条（提供困難時の対応）

事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の指定居宅介護支援事業者を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。

第9条（受給資格等の確認）

1 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格者証を含む、以下同じ）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。

2 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見の記載がある場合には、その主旨及び内容に沿って介護の提供を行わなければならない。

第10条（申請の援助）

1 被保険者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行なわれるよう利用申込者を援助しなければならない。

3 要介護認定等の更新申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前にはなされる様、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

第11条（身分証の携行）

当該事業所の介護支援専門員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第12条（利用料の徴収）

1 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

2 前項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費については、実費として、利用者から支払いを受けることができる。

3 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び利用料の金額に関して説明を行ない、その同意を得なければならない。

第13条（証明書の交付）

実施した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払いを受けた場合には、当該費用の額等を記載した【指定介護支援提供記録書】を利用者に対し交付しなければならない。

第14条（実施地域）

事業の実施地域は、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町、明石市（大久保町、魚住町、二見町）とする。

第15条（市区町村への通知）

1 指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各項のいずれかに該当する場合には遅滞なく、意見を付してその旨を市区町村に通知しなければならない。

2 正当な理由なしに介護給付を受けた被保険者又は被保険者であったもの、又は当該介護給付等に係る居宅サービス等の利用に関し、指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

3 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第16条（情報の提供）

居宅サービス計画の作成等を担当する介護支援専門員は、【居宅サービス計画書】の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

第17条（課題の把握）

1 介護支援専門員は、居宅サービスの作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、すでに提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

2 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行なわなければならない。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得なければならない。

第18条（計画原案の作成）

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ【居宅サービス計画書】の原案を作成しなければならない。

第 19 条（連絡調整）

介護支援専門員は、【居宅サービス計画書】の原案に位置づけられたサービスの担当者に対し、会議の招集、照会等により、当該【居宅サービス計画書】の原案の内容について専門的な見地から意見を求めるものとする。

第 20 条（利用者の同意）

介護支援専門員は、【居宅サービス計画書】の原案において、位置づけられたサービスが保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に説明し、文書により同意を得なければならない。

第 21 条（実施状況の把握・評価）

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行なうとともに、利用者についての課題の把握を行ない、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうものとする。

第 22 条（施設への紹介等）

1 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難となったと認める場合及び介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ【居宅サービス計画書】の作成等援助を行わなければならない。

第 23 条（医療との連携）

1 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めなければならない。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行なうものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治医等の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行なうものとする。

第24条（計画作成に当たって）

1 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し理解を得た上で、その内容に沿って【居宅サービス計画書】を作成しなければならない。

2 介護支援専門員は、【居宅サービス計画書】の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうため、原則として特定の時期に偏ることなく計画的にサービス利用が行なわれるようにしなければならない。

3 介護支援専門員は、【居宅サービス計画書】の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市区町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め居宅サービス計画上に位置づけるよう努めなければならない。

第25条（計画書等の交付）

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の【居宅サービス計画書】及びその【実施状況に関する書類】を交付しなければならない。

第26条（勤務体制の確保）

1 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行なわなければならない。

第27条（損害賠償）

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なわなければならない。

第28条（記録の整備）

居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5章 従業員の義務

第29条（感染症対策）

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （１）【感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】を策定し、対策委員会（テレビ電話装置等の活用可能）にて随意見直すこと。
- （２）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね６ヶ月に１回開催する。
- （３）従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- （４）その他関係通知の遵守、徹底。

第30条（事業所内の禁止行為）

事業所内で次の行為をしてはならない。

- （１）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- （２）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- （３）指定した場所以外で火気を用いること。
- （４）健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- （５）事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- （６）故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

第31条（秘密の保持）

１ 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める【居宅介護支援契約における個人情報使用同意書】により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿すること。

２ 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第6章 その他の運営についての重要事項

第32条（利益収受の禁止）

介護支援専門員は、【居宅サービス計画書】の作成又は変更に際し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。また、その代償として当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第33条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （１）人権の擁護、虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者の選定及び必要な体制を整備する。
- （２）成年後見制度の利用を支援する。
- （３）事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとする。
- （４）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- （５）虐待の防止のための指針を整備する。
- （６）虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を定期的実施する。

2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- （１）殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- （２）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- （３）部屋から閉め出したり、閉じ込めるなどして叱ること。
- （４）強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- （５）食事を与えないこと。
- （６）利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- （７）乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- （８）事業所を退居させる等、脅かすような言葉による精神的苦痛を与えること。
- （９）性的な嫌がらせをすること。
- （１０）当該利用者を無視すること。

第34条（身体的拘束等）

事業所は、利用者の身体的拘束等は行わない。万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には【利用者の身体的拘束等に伴う申請書】に家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- （１）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- （２）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （３）身体的拘束等の適正化の為の指針を整備すること。

第 3 5 条（内容及び手続きの説明及び同意）

1 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基本として作成されるものであること等につき説明を行ない、理解を得なければならない。

3 居宅介護支援の提供の開始に当たって、利用者等に対し前 6 ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の占める割合、前 6 ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけされた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行ない、同意を得なければならない。

第 3 6 条（設備及び備品等）

事業所は、事業を行なうために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第 3 7 条（苦情対応）

1 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス（以下この条において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、保険給付に関して必要であると認めるとき市区町村が行なう文書その他の物件の提出（又は提示）の求め（又は依頼）、市区町村の職員からの質問・照会に対応し、また、利用者からの苦情に関して市区町村が行なう調査に協力するとともに、市区町村からの指導又は助言を受けた場合には当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行なわなければならない。

3 自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス又はこれに相当するサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な改善を行なわなければならない。連合会からの指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行なわなければならない。

第 3 8 条（介護サービス情報の公表）

社会福祉法第 2 4 条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人太子福祉会は提供するサ

ービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第 3 9 条（業務継続計画の策定等）

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 4 0 条（その他運営についての留意事項）

1 従業者等の質の向上を図るため、採用時研修のほか、定期的に研修の機会を設ける。

2 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる【重要事項説明書】を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

第 4 1 条（県条例）

「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」（平成 2 4 年 3 月 2 1 日兵庫県条例第 4 号）に定める内容を遵守し、事業を行うこととする。

第 7 章 雑則

第 4 2 条（委任）

この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

第 4 3 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

本規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

本規程の制定により、旧居宅介護支援「尾上の郷指定居宅介護支援事業所」運営規程は廃止とする。